

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超える深刻な状況が続いていました。この間、平成18年に自殺対策基本法が施行され、平成19年には自殺総合対策大綱が策定されました。「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」と認識されるようになり、様々な対策が推進された結果、自殺者数は減少傾向にあります。しかし、依然として2万人を超えています。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策の一層の強化を図っています。その中で、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」を定めることが義務化されました。

本市では、出水市健康増進計画「健康いずみ21」において「こころの健康づくりの充実」を柱に取組を推進してきました。取組としては「メンタルヘルス講演会」※1などの普及啓発活動、「ゲートキーパー養成講座」※2などの人材育成活動、「こころの喫茶店（こころの相談会）」※3などの相談事業を中心に進めてきました。

しかし、毎年10人以上の方が自殺に追い込まれている状況は続いています。今後、更に自殺対策の推進を図り「誰も自殺に追い込まれることのない出水市」の実現を目指して、「出水市自殺対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

出水市におけるまちづくりの最上位計画である「出水市総合計画」に掲げる将来都市像を保健福祉の視点から実現していく個別計画に位置づけるとともに、「鹿児島県自殺対策計画」、「出水市地域福祉計画」その他関連計画との整合性を図ります。

(2) 計画の期間

本計画の期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

※1 こころの健康づくりをテーマにした講演会

※2 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ見守る人を養成する講座

※3 カウンセラーによる個別相談会

3 計画の数値目標

自殺対策基本法に示されている「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、対策を進める上での具体的な数値目標を定めるとともに、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、平成29年に閣議決定した自殺総合対策大綱において、令和8年（2026年）までに人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年と比べて30パーセント以上減少させることを目標として定めています。

国の方針を踏まえ、本市の目標値としては、自殺死亡率を平成29年の18.9（人数10人）を令和6年までの5年間でおおむね24パーセント減少の14.3（人数7人）以下とします。

指 標	現状値（平成29年）	目標値（令和6年）	目標値（令和8年）
自殺死亡率 （人口10万人対）	18.9	14.3以下	13.0以下